〇関係条文

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(中長期目標)

- 第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成 すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研 究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同 様とする。
- 2 (略)
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 • 6 (略)

以上